

第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会会則

(名称)

第1条 この会は、第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第48回全国高等学校総合文化祭（以下「全国高総文祭」という。）を円滑に実施することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 全国高総文祭の準備、開催等に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる者により構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 18名
- (3) 監 事 2名
- 2 会長は、岐阜県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、岐阜県議会議長、全国高総文祭開催市町の長、岐阜県副知事及び岐阜県教育長をもって充てる。
- 4 監事は、岐阜県出納管理課長及び岐阜県市長会監事をもって充てる。

(役員の職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の執行状況について随時監査することができる。

(委員)

第7条 実行委員会に、委員を置く。

- 2 委員は、関係機関及び関係団体の役職員の中から会長が委嘱する。

(顧問)

第8条 実行委員会に、顧問を置く。

- 2 顧問は、文化庁次長及び公益社団法人全国高等学校文化連盟会長をもって充てる。

(任期)

第9条 役員、委員（以下「委員等」という。）及び顧問の任期は、実行委員会が解散す

るまでとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員等及び顧問が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第10条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。

(権能)

第11条 会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 実行委員会の規約に関する事項
- (2) 全国高総文祭の準備、開催等の基本となる計画に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) 実行委員会の解散に関する事項
- (6) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

- 2 会議は、委員等の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない理由により会議に出席できない委員等は、代理人を会議に出席させることができる。この場合、当該代理人には、委員等と同一の権限を付与するものとする。

(議事)

第12条 会議の議事は、出席委員等（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、事前に送付した議案に対し書面をもって表決し、会議の議決に代えることができる。

(専決)

第13条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は権能等の権限に関する事項で軽易なものについては、これを専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の会議において報告しなければならない。

(企画運営委員会)

第14条 全国高総文祭の具体的な企画、運営等を行うため、実行委員会に企画運営委員会を置く。

- 2 企画運営委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他の組織)

第15条 企画運営委員会の事務を分掌させるため、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 部門別委員会
- (2) 業務別委員会
- (3) 生徒実行委員会

- 2 前項の委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 実行委員会の事業に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計)

第 17 条 実行委員会の会計は、実行委員会の設立の日から始まり、実行委員会の解散をもって終了する。

2 その他実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(予算)

第 18 条 実行委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、会議に提案する。

(事業年度)

第 19 条 実行委員会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(決算)

第 20 条 会長は、決算を協議する会議において、事業報告書及び決算見込資料を、監事の監査意見を添えて提出しなければならない。

2 決算において剰余金を生ずるときは、協議により負担金の拋出者に返還する。ただし、協賛金を財源とする剰余金については、翌年度会計に繰り越すことができる。

(解散)

第 21 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、会議の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会で協議のうえ別に定める。

(解散後における事務の処理)

第 22 条 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問い合わせその他の事務については、岐阜県環境生活部県民文化局文化祭推進事務局（引き継ぎ課を含む。以下同じ。）において処理する。

(事務局)

第 23 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を岐阜県環境生活部県民文化局文化祭推進事務局内に置く。

2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第 24 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、実行委員会設立の日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第 19 条の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から始まるものとする。

附 則

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。

別表

区分		所属・役職
会長		岐阜県知事
副会長		岐阜県議会議長
	開催地市町長	岐阜市長
		大垣市長
		高山市長
		多治見市長
		関市長
		中津川市長
		羽島市長
		土岐市長
		可児市長
		山県市長
		瑞穂市長
		飛騨市長
		下呂市長
		関ヶ原町長
		大野町長
		岐阜県副知事
		岐阜県教育長
委員	開催地市町教育長	岐阜市教育委員会教育長
		大垣市教育委員会教育長
		高山市教育委員会教育長
		多治見市教育委員会教育長
		関市教育委員会教育長
		中津川市教育委員会教育長
		羽島市教育委員会教育長
		土岐市教育委員会教育長
		可児市教育委員会教育長
		山県市教育委員会教育長
		瑞穂市教育委員会教育長
		飛騨市教育委員会教育長
		下呂市教育委員会教育長
		関ヶ原町教育委員会教育長
		大野町教育委員会教育長
	知事部局	秘書広報統括監
		環境生活部長
		環境生活部県民文化局長
		観光国際部長
		農政部長

区分		所属・役職
委員	教育	教育次長
		岐阜県高等学校文化連盟会長
		岐阜県高等学校長協会会長
		岐阜県特別支援学校校長会会長
		岐阜県中学校長会会長
		岐阜県私立中学高等学校協会会長
	文化	公益財団法人岐阜県教育文化財団理事長
	警察	岐阜県警察本部警備部警備第二課長
		岐阜県警察本部交通部交通規制課長
	部門	演劇部門委員会委員長
		合唱部門委員会委員長
		吹奏楽部門委員会委員長
		器楽・管弦楽部門委員会委員長
		日本音楽部門委員会委員長
		吟詠剣詩舞部門委員会委員長
		郷土芸能部門委員会委員長
		マーチングバンド・パトントワリング部門委員会委員長
		美術・工芸部門委員会委員長
		書道部門委員会委員長
		写真部門委員会委員長
		放送部門委員会委員長
		囲碁部門委員会委員長
		将棋部門委員会委員長
		弁論部門委員会委員長
		小倉百人一首かるた部門委員会委員長
		新聞部門委員会委員長
		文芸部門委員会委員長
		自然科学部門委員会委員長
		郷土研究部門委員会委員長
		特別支援学校部門委員会委員長
		花いけバトル部門委員会委員長
監事		岐阜県出納事務局出納管理課長
		岐阜県市長会
顧問		文化庁次長
		全国高等学校文化連盟会長